

経 済 要 録

(単位・百万円)

国 内

◇公定歩合の引下げ

日本銀行は10月31日、公定歩合を0.5%引下げること
を決定し、11月1日から実施することとした。その内容
は以下のとおり。

日本銀行基準割引歩合および基準貸付利子歩合

(単位・年%)

	変更後	変更前
商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	3.0	3.5
その他のものを担保とする貸付利子歩合	3.25	3.75

◇62年度一般会計予算等の概算要求について

大蔵大臣は9月9日、62年度の一般会計概算要求および財政投融资計画要求を閣議に報告した。一般会計予算の概算要求額は57兆7,003億円、61年度当初予算比+6.7%、また財政投融资計画の要求額は23兆9,172億円、61年度当初計画比+8.0%となっている。62年度一般会計予算概算要求額の概要は以下のとおり。

所 管	61年度 予算額	62年度 概 算 要求額	増減(Δ)額	伸び率 (%)
皇 室 費	2,985	2,943	Δ 42	Δ 1.4
国 会	83,740	83,666	Δ 74	Δ 0.1
裁 判 所	229,790	233,277	3,487	1.5
会計検査院	10,549	10,766	217	2.1
内 閣	11,645	11,769	124	1.1
総 理 府	6,834,973	7,063,672	228,699	3.3
法 務 省	390,227	401,690	11,463	2.9
外 務 省	419,312	440,487	21,175	5.0
大 蔵 省	1,278,363	1,302,665	24,302	1.9
文 部 省	4,572,197	4,578,838	6,641	0.1
厚 生 省	9,772,086	10,190,934	418,848	4.3
農林水産省	2,787,550	2,735,062	Δ 52,488	Δ 1.9
通商産業省	782,198	742,460	Δ 39,738	Δ 5.1
運 輸 省	1,015,177	665,512	Δ 349,665	Δ 34.4
郵 政 省	24,160	24,626	466	1.9
労 働 省	488,852	488,190	Δ 662	Δ 0.1
建 設 省	3,773,960	3,693,045	Δ 80,915	Δ 2.1
自 治 省	106,406	76,434	Δ 29,972	Δ 28.2
一般歳出計	32,584,170	32,746,036	161,866	0.5
国 債 費	11,319,518	14,138,654	2,819,136	24.9
地方交付税金	10,184,955	10,815,624	630,669	6.2
合 計	54,088,643	57,700,314	3,611,671	6.7

◇総合経済対策について

政府は9月19日経済対策閣僚会議を開催し、「総合経済対策」を決定した。これは、調和ある対外経済関係の形成に努めるとともに、内需を中心とした景気の着実な拡大・雇用の安定を図ることにより、経済の拡大均衡を通じて世界経済にも好ましい影響を及ぼすことを目指すものである。その骨子は以下のとおり。

1. 公共投資等の拡大

災害復旧事業の速やかな実施等施行の促進を図るとともに、国庫債務負担行為や地方債の活用により総額3兆円の事業費追加(公共事業1.4兆円、財政投融资0.1兆円、地方単独事業0.8兆円、住宅金融公庫融資0.7兆円)を実施する。

2. 住宅建設、民間設備投資等の促進

(1) 住宅金融公庫の融資制度の拡充強化を図る。

(2) 日本開発銀行、北海道東北開発公庫の基幹工業融資の拡充を図る。

(3) 電気事業およびガス事業については投資の追加や繰上げ発注を要請する。

3. 規制緩和、インセンティブの付与等による民間活力の活用の推進

大都市圏における地価の安定等の土地問題に十分配慮しつつ、規制緩和、インセンティブの付与等をさらに進める。

4. 中小企業対策等

円高等内外の経済環境の急激な変化の影響をとくに深刻かつ集中的に受けている地域における中小企業に対し、法的措置を含めた総合的な助成措置を講ずるとともに、中小企業特別調整対策を拡充・延長する。

5. 雇用対策

雇用調整助成金の活用により失業の予防を図るとともに、高齢者や特定不況業種・特定不況地域からの離職者等特定の求職者について特別の求人開拓を実施するほか、特定求職者雇用開発助成金の内容の改善について必要な措置を講ずる。また、出向等の活用、転職に必要な職業訓練の実施等により、失業を伴わない企業間、産業間移動を促進する。

6. 円高および石油価格低下に伴う差益の還元と価格の適正化等

今後とも可能な限り公共料金等の引下げに努めるものとし、引下げが困難なものについても料金等の長期安定、サービスの改善等を図る。消費財等については円高等の効果が国内販売価格に反映されるよう引続き競争の促進に配慮するなど、円高メリットの一層の浸透を図る。

7. 国際社会への貢献

海外投資保険等の活用および多数国間投資保証機関への参画により、民間資金の開発途上国への流入の円滑化を図る。政府開発援助については第三次中期目標に沿って着実な拡充を図る。

◆公募超長期国債の発行について

大蔵省は10月20日、期間20年の利付国債をシ団引受方式により公募発行した。超長期国債については、昭和58年以降私募で主として変動利付方式により信託、生保業界等向けに発行されていたが、同省では国債の大量借換の円滑化および低金利下における低コスト資金の確保を狙いとして、今回初めて公募形式により固定利付の20年もの国債を発行することとした。これに先立ち9月19

日、発行条件等が以下のとおり決定された。

<発行条件>

表面利率	5.7%	(長国9月債比+0.6%)
発行価格	99円50銭	(\times +50銭)
応募者利回り	5.753%	(\times +0.501%)

<発行額>

額面5,000億円(借換債)

◆在日外国証券の国債引受シ団加入について

国債募集引受シ団では、9月12日部長級世話人懇談会を開催し、在日外国証券2社(ドイツ銀証券、ホア・ゴベット証券)を本年10月債からシ団メンバーとして受入れることを決定した。この結果、10月債から新たにシ団に加入する先はすでに加入が決定していた在日外銀3行(オランダ、アーピング、ミッドランド)と併せて5先となり、シ団メンバーは合計775先となった。

◆長期国債等の発行条件改定

政府は長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、10月債から実施した(長期国債は10月3日、政府保証債、公募地方債は10月13日にそれぞれ決定)。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	5.1	5.1
	発行価格(円)	97.00	99.00
	応募者利回り(%)	5.567	5.252
政府保証債	表面利率(%)	5.6	5.6
	発行価格(円)	97.50	98.50
	応募者利回り(%)	6.000	5.837
公募地方債	表面利率(%)	5.7	5.6
	発行価格(円)	98.25	98.50
	応募者利回り(%)	5.979	5.837

◆事業債の発行条件改定

引受証券会社は事業債の発行条件を次のとおり改定し10月債から実施した(10月13日決定)。

事業債(AA格債)の発行条件

		変更後	変更前
12年もの	表面利率(%)	5.8	5.8
	発行価格(円)	97.75	98.75
	応募者利回り(%)	6.125	5.978